

横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度について

2021/04

1 目的

脱炭素社会の実現に向けて、新築住宅に比べストック数が多い既存住宅の省エネルギー改修等の対策を進めることが重要となっています。

本補助制度では、市内の住宅の省エネルギー性能を向上させる、エコリノベーション等を行う際に要する費用の一部を補助することで必要な事項を定め、健康リスクの軽減に寄与する住宅の普及、民間住宅市場における温暖化対策の誘導、及び子育て世帯等の住宅取得支援の促進を推進することを目的とします。

2 補助種別及び補助上限金額等

補助種別（工事対象及び範囲）	具体的な工事内容※2	補助上限額
□住宅（賃貸住宅含む。）開口部及び浴室の断熱改修工事		
□住宅全体を改修範囲とするもの	住宅の全ての開口部（別表に掲げる仕様・備考を満たしていることを証することが出来る既存の開口部は除くことが出来る。以下同じ。）及び浴室の断熱改修を行う工事。	120万
□日常生活空間を改修範囲とするもの	日常生活空間の全ての開口部、日常生活空間として区画する範囲の内外を隔てる改修及び浴室の断熱改修を行う工事。	100万
□賃貸住宅の開口部の断熱改修工事		
□住宅全体を改修範囲とするもの	住宅全体の全ての開口部の断熱改修を行う工事。	80万
□日常生活空間を改修範囲とするもの	日常生活空間の全ての開口部及び日常生活空間として区画する範囲の内外を隔てる断熱改修を行う工事。	60万
□居室一室以上を改修範囲とするもの	居室1室以上の全ての開口部の断熱改修を行う工事。	40万
□自治会・町内会館の開口部の断熱改修工事	居室1室以上の全ての開口部の断熱改修を行う工事。	40万
□共同住宅の集会所等の開口部の断熱改修工事		40万

※1 受付先着順。予算額に達した時点で受付を終了します。

※2 エコリノベーション等工事に必要な建材・設備等のうち、「6 補助対象工事及び補助金額」で指定するもの（「A. 断熱改修工事」及び、Aと併せて実施する「B. 設備改修工事等」）

3 対象住宅

○横浜市内に存する次に掲げる住宅 ※分譲住宅・賃貸住宅の別を問いません。

- ・一戸建ての住宅（棟単位）
- ・共同住宅及び長屋（住戸単位） ※寮・社宅は対象外
- ・自治会・町内会館
- ・共同住宅の集会所等

○耐震性能を有する建築物

- 次のいずれかの要件を満たすもの
 - ・昭和56年6月1日以降に建築確認を得て着工したもの（増築等を含みます。）
 - ・平成18年国土交通省告示第185号に準ずる耐震基準に適合させる改修工事が施工されているもの
- ※エコリノベーション等工事の完了までに、耐震改修が施工完了するものを含みます。

4 対象者

- ・対象住宅の所有者、区分所有者及び賃貸住宅管理者
- ・対象の自治会・町内会館を管理する自治会、町内会及び地区連合町内会
- ・対象の共同住宅の集会所等を管理する組合

※同一所有者に対する補助は、同一年度内に10戸を限度とします。

5 対象工事の発注先

エコリノベーション等工事金額（税込）が100万円以上となる場合は、市内事業者（本社・本店が横浜市内であるもの）への発注が必須となります。

6 補助対象工事及び補助金額

		補助対象建材・設備等	補助金額（※1）	仕様・備考	
A. 断熱改修工事	既存開口部の断熱改修	外窓交換(※2)	大 5.0万円 / 箇所 中 3.0万円 / 箇所 小 2.5万円 / 箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下、SIIという)の「次世代省エネ建材支援事業」及び「高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業」において登録されている建材であること。 <外窓・内窓> 大: 2.8㎡以上 中: 1.6㎡以上 2.8㎡未満 小: 0.2㎡以上 1.6㎡未満 <ガラス交換> 大: 1.4㎡以上 中: 0.8㎡以上 1.4㎡未満 小: 0.1㎡以上 0.8㎡未満 	
		内窓設置	大 3.0万円 / 箇所 中 2.0万円 / 箇所 小 1.0万円 / 箇所		
		ガラス交換	大 1.2万円 / 枚 中 0.9万円 / 枚 小 0.3万円 / 枚		
		浴室内の外気に接する窓改修	0.3万円 / 箇所		当該箇所にて外窓交換・内窓設置・ガラス交換を実施する場合、上記補助金額に追加
	既存床・外壁・屋根の断熱改修	ドア	玄関ドア等の交換	大 8.0万円 / 箇所 小 3.5万円 / 箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・SIIの「次世代省エネ建材支援事業」及び「高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業」において登録されている建材であること。 ・ドア寸法により補助金額が異なる <開戸> 大: 1.8㎡以上 小: 1.0㎡以上 1.8㎡未満 <引戸> 大: 3.0㎡以上 小: 1.0㎡以上 3.0㎡未満
			床	1,000円 / ㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・床、外壁、屋根(天井)の各々の施工範囲は、住宅全体であること ・施工後の各部位の熱貫流率または熱抵抗値が現行の省エネ基準以上の性能となること ・補助金額の算出には断熱材使用面積を用いること
			外壁	800円 / ㎡	
	屋根(天井)	800円 / ㎡			
	浴室の断熱改修	断熱タイプの浴室ユニット	40.0万円 / 箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・『良好な温熱環境による健康生活適切な温度で健康住宅に～適切な温度で健康住宅に～』発行：(一財)ベターリビングの考え方を踏まえた『水回りの良好な温熱環境の実現に資する製品リスト』に掲載されている製品から選択すること。または、同等の性能を有するもの。 	
	断熱区画のための間仕切り等設置改修	■間仕切り・ドア	1万円 / 箇所	<ul style="list-style-type: none"> ■間仕切りとなるドア、断熱ブラインド・カーテン等、仕切る空間に対して可能な限り隙間がなくなる寸法のものを用いること 	
■断熱ブラインド ■断熱カーテン		0.25万円 / 箇所			

B. 設備改修工事等 (Aと併せて実施)	省エネ・創エネ設備の導入 (改修・新設)	<ul style="list-style-type: none"> 潜熱回収型給湯器 ヒートポンプ給湯器 ヒートポンプ・ガス瞬間式併用給湯器 太陽熱給湯器 家庭用コージェネレーション設備 太陽光発電設備 蓄電システム(太陽光発電設備設と合わせて導入する場合に限る) 熱交換型換気システム 	3.0万円 / 種類	太陽光発電設備は3.0kW以上であること
	その他	HEMS設置	3.0万円	ECHONET Lite 規格を標準インターフェイスとして搭載し、家全体のエネルギー使用量について見える化が図られているもの
		既存住宅取得と合わせた改修	1.0万円	補助申請日の1年前から補助申請当日までの間に取得した既存住宅であること

※1 補助対象建材・設備等の購入費用(消費税及び地方消費税相当額を除く)が補助金額未満の場合は、購入費用から千円未満を切り捨てた額を補助金額とする。

※2 古いサッシを窓ごと取り外し、新しい断熱窓を取り付ける工事。

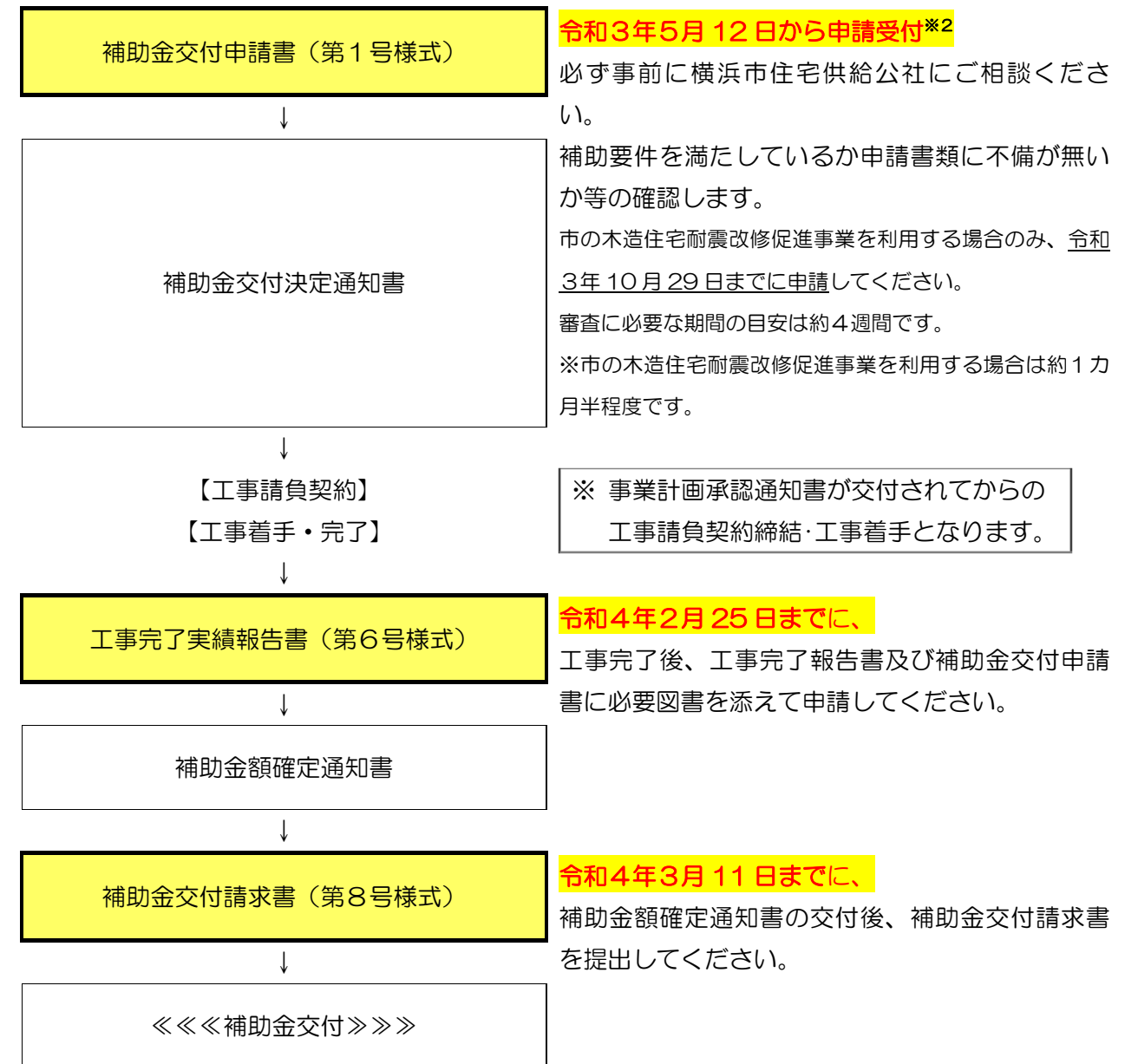
7 普及啓発への協力

補助対象者には、次に掲げる普及啓発活動に御協力いただきます。

- 住宅(賃貸住宅含む。)の開口部及び浴室の断熱改修工事
 - 改修前及び改修後のエネルギー消費量(電気・ガス)のデータ記録(1年間)
 - 改修前及び改修後の住まいの健康性の評価の実施(CASBEE 健康チェックリスト)
- ※上記2種資料について、改修から1年後にも資料を御提出いただきます。
- 自治会・町内会館及び共同住宅の集会所等の断熱改修工事
 - サーモカメラ等により、改修前及び改修後の室内表面温度の撮影への協力
 - 横浜市が行う省エネ普及促進事業の普及啓発の会場及び事例として無償提供
- すべての改修工事に共通

ホームページ、パンフレット及び展示等へ掲載するため、改修内容や改修前後の写真、図面及び各種データ等の公表、その他、アンケートなどの普及啓発活動への参加 等

8 手続の流れ(概要)



◆お問い合わせ先(補助内容等の確認・申請書提出先)◆

※申請をされる方は、必ず事前に横浜市住宅供給公社にご相談ください。

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課(エコリノベ補助担当)

(電話) 045-451-7740

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8-1(ヨコハマポートサイドビル5階)

◆事業主体◆

横浜市建築局住宅政策課

(電話) 045-671-2922

【参考】詳細な手続の流れ

1	補助金交付申請書（要綱第1号様式）	申請者 → 横浜市						
<p>【必要書類】</p> <p>①位置図 ・住宅地図などに申請敷地を示したもの</p> <p>②補助申請額の内訳表 ・（要領第1号様式）補助対象建材・設備等、数量、補助申請額を記載</p> <p>③エコリノベーション等工事に係る見積書 ・エコリノベーション等工事に係る費用及び補助対象建材・設備等の内訳・仕様等が確認できるもの</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;"> <p>※工事金額（税込）が100万円以上となる場合は、 市内事業者（本社・本店が横浜市）への発注が必須となります。</p> </div> <p>④補助対象建材・設備等を表示した関係図面（配置図、平面図、立面図、断面図等） ・補助対象となるエコリノベーション等工事箇所を示したもの</p> <p>⑤日常生活空間の範囲を明示した関係図面（配置図、平面図、立面図、断面図等）（要綱第3条第1項第1号及び第2号の改修工事のうち、住宅の日常生活空間に対して改修工事を行う場合に限る）</p> <p>⑥改修する箇所の現況写真等 ・現況の写真、配置図、平面図に撮影位置を示したもの ※工事写真帳台紙を使用</p> <p>⑦補助対象住宅の新築時の建築確認通知書（確認済証）の写し等 ※建築確認通知書（確認済証）を紛失している場合は、建築確認申請台帳記載証明 等 ※昭和56年5月31日以前に着工した建築物は、現行の耐震基準に適合していることが分かる書類</p> <p>⑧省エネ住宅普及促進事業の普及啓発に係る同意書（要領第2号様式）</p> <p>⑨エコリノベーション等工事に関して、総会の議決等による自治会・町内会及びマンション管理組合の意思決定の状況が確認できる議事録等の書類（要綱第3条第1項第3号及び第4号の改修を行った場合に限る）</p> <p>⑩自治会・町内会及びマンション管理組合の規約（要綱第3条第1項第3号及び第4号の改修を行った場合に限る）</p> <p>その他</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>○審査確認チェック表</td> <td>○申請者が所有者と分かる書類</td> </tr> <tr> <td>○性能の分かるパンフレット等</td> <td>○市内事業者であることを証する書類</td> </tr> <tr> <td>○委任状(代理申請の場合)</td> <td>など</td> </tr> </table>			○審査確認チェック表	○申請者が所有者と分かる書類	○性能の分かるパンフレット等	○市内事業者であることを証する書類	○委任状(代理申請の場合)	など
○審査確認チェック表	○申請者が所有者と分かる書類							
○性能の分かるパンフレット等	○市内事業者であることを証する書類							
○委任状(代理申請の場合)	など							

a	補助金交付決定通知書	横浜市 → 申請者
<p>↓ 工事請負契約 ↓ 工事着手 ↓ 工事完了</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;"> <p>※ 事業計画承認通知書が交付されてからの 契約締結・工事着手となります。</p> </div>		

《工事が完了し、工事費用の支払が完了した後》 ※令和4年2月25日までに提出してください。

2	工事完了実績報告書（要綱第6号様式）	申請者 → 横浜市				
<p>※ 申請書には、a補助金交付決定通知書の番号・日付を記入</p> <p>【必要書類】</p> <p>①工事施工中の写真（配置図、平面図等に撮影位置を図示）※工事写真帳台紙を使用</p> <p>②工事完了後の完成写真（配置図、平面図等に撮影位置を図示）※工事写真帳台紙を使用 ※仕様の分かる写真（製品型番号など）を貼付</p> <p>③工事請負契約書の写し</p> <p>④その他</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>○改修前のエネルギー消費量(電気・ガス)のデータ記録表</td> <td>○領収書の写し</td> </tr> <tr> <td>○改修前の住まいの健康性の評価(CASBEE健康チェックリスト)</td> <td>など</td> </tr> </table>			○改修前のエネルギー消費量(電気・ガス)のデータ記録表	○領収書の写し	○改修前の住まいの健康性の評価(CASBEE健康チェックリスト)	など
○改修前のエネルギー消費量(電気・ガス)のデータ記録表	○領収書の写し					
○改修前の住まいの健康性の評価(CASBEE健康チェックリスト)	など					

b	補助金額確定通知書	横浜市 → 申請者
----------	-----------	-----------

《補助金交付決定通知書の交付後》 ※令和4年3月11日までに提出してください。

3	補助金交付請求書（要綱第8号様式）	申請者 → 横浜市
<p>※ 請求書には、b補助金額確定通知書の番号・日付を記入。 （申請者の方の押印が必要となります。） （注）請求書の口座名義人（フリガナ）・口座番号等は金融機関届出どおり正確に御記入ください。</p>		

↓↓
《《補助金の交付》》